

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日： 令和5年12月22日

要望団体名： 一般社団法人岩手県建設産業団体連合会、一般社団法人岩手県建設業協会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
工事全般		
1 働き方改革について		
(1) 建設関係予算の継続的確保と国土強靱化について	<p>①国の公共事業予算の確保 県では、令和5年11月に実施した、令和6年度政府予算提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の安定的・持続的な確保と併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応するためにも、例年以上の規模の予算・財源を別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望しているところです。 県としては、今後も公共事業予算の確保等について、国に働きかけていきます。</p>	B
	<p>②国土強靱化の計画的推進予算の確保 県では、令和5年6月及び11月に実施した、令和6年度政府予算等に関する提言・要望において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、例年以上の規模の予算・財源を当初予算において別枠で確保するよう要望しているところです。 県としては、今後も公共事業予算の確保等について、国に働きかけていきます。(B) 国土強靱化関連工事については、令和5年2月から、特記仕様書へ該当の有無を明示して区別しています。(A) 現在、県営建設工事の発注予定として、当該年度の工事実施概要や入札方式、公告予定月、概算額等の情報を年4回公表しているところですが、そのうち国土強靱化関連工事の公表については、関係部局間で調整のうえ検討していきます。(C)</p>	A：1、 B：1、 C：1
	<p>③岩手県における公共事業費の確保 県における令和6年度当初予算の公共事業費は対前年比5%プラスのシーリングとなっており、「いわて県民計画(2019～2028)」の着実な推進と「第2期岩手県国土強靱化地域計画」に基づく防災・減災対策や老朽化対策の取組を機動的かつ計画的に進めるため、令和5年度の補正予算における国の経済対策の対応分と合わせ、必要な予算の確保に努めていきます。(B) 県営建設工事の執行に当たっては、「いわて県民計画(2019～2028)」第2期アクションプランに基づき、地域の実情に応じ、優先度を見極めながら施策を推進していきます。(B) 予算化した工事の発注については、適切な工期を確保したうえで、施工時期の平準化を図りながら、各事業箇所の進捗状況、現場条件等を踏まえて適切に行っているほか、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めていきます。(A：2)</p>	A：2、 B：2

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
(2) 国際リニアコライダー (ILC) の実現に向けた取組について	<p>国際リニアコライダー (ILC) は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災からの創造的復興につながるものであることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北 ILC 推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>現在、ILC 国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和5年6月の「令和6年度政府予算等に関する提言・要望」に続き、同年11月にも国に対し以下の事項について要望を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際協働による加速器の研究開発が着実に進むよう、必要な予算を確実に確保すること 2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること 3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること <p>先般閣議決定された令和6年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備や ILC 実現の機運醸成などに取り組んでいきます。</p>	B
(3) 建設資材や燃料の価格高騰への対応について	<p>積算から契約時まで生じた資材価格の変動に対しては、「工事請負契約締結後における単価適用年月の変更」により対応しております。(A)</p> <p>その後の急激な変動には、工事請負契約書の「スライド条項」を適用し、受注者から請負代金額の変更請求があった場合には、適切に対応しています。(A)</p> <p>単品スライド条項については、令和4年7月21日から、金額の妥当性を確認したうえで、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とするよう運用変更しております。(A)</p> <p>また、平成26年2月3日からは、証明書類のとりまとめ・提出を不要とする簡素化を図っています。(A)</p>	A : 4
(4) 建設業における時間外労働の上限規制の運用 (2024年問題) について	<p>工事の発注に当たっては、週休2日を想定した工期を設定し、国土交通省の積算基準に準じて適切に追加経費を計上しています。(A)</p> <p>天候の不良等、受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができない場合は、工事の一時中止措置や工期の延伸等について柔軟に対応しておりますが、令和5年8月には、猛暑に伴う工期延長にも柔軟に対応するよう改めて周知したところです。(A)</p> <p>適切な工期の設定については、国、県及び市町村で構成する県ブロック発注者協議会や地域の建設業団体との意見交換等の場において共有しているところであり、引き続き、市町村や業界団体と連携して取り組んでいきます。(A)</p> <p>なお、週休2日工事の取組状況や業界団体と連携して取り組んでいる週休二日制普及促進キャンペーンについて、県ホームページで広く周知し、業界全体への取組拡大に努めています。(A)</p> <p>積算基準については、現在、国において、準備・後片付け等を考慮した標準歩掛の検討を進めていると聞いており、諸経費の取扱いも含め、今後とも、歩掛・積算基準が改定された際には速やかに適用していくなど、国土交通省と連携を図りながら、適切な設計・積算を行っていきます。(A : 2)</p> <p>書類の簡素化については、効率化・省力化のため、不要な書類作成の削減、二重提出防止を目的として、「土木工事書類作成の手引き」を令和3年3月に策定していますが、運用が徹底されるよう関係職員に引き続き周知してまいります。(A : 3)</p> <p>労働基準法第33条の取扱いについては、貴協会、国及び県が参加する「岩手県建設工事従事者安全健康確保推進会議」や「岩手県建設業関係労働時間削減推進会議」において情報共有しており、今後も、同会議等を活用しながら、適切な情報共有に努めてまいります。(A : 2)</p>	A : 11

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
<p>(5) 若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について</p>	<p>新卒者確保に対する支援として、貴協会との共催による「いわて建設業みらいフォーラム」について、県内の工業高校等の生徒に加えて、その保護者に参加いただくとともに、フォーラムの様子を収録した動画を配信するなど、次世代を担う若者に対し建設業の魅力や働きがい積極的に発信しています。</p> <p>また、進学や就職に際し建設業が選択肢の一つとなるよう、小中学生及び高校生を対象とした現場見学会、出前講座や建設業体験学習会の開催、高校生との協働による橋梁点検の実施等を通じて、建設業のイメージアップに努めています。</p> <p>また、令和2年度から「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の対象企業に、建設関連企業を追加し、県内外からの人材の確保に向けた企業の取組について支援を行っています。(A)</p> <p>引続き、フォーラムや現場見学会等の開催により、多くの方々に建設業への理解促進を図るなど、教育機関と連携しながら、若者の建設業への入職促進に努めていきます。(A)</p>	
	<p>統合新設校については、現行の特色ある学科等の機能を維持しながら、これからの技術革新にあわせた教育課程の編成やIT、AI、IoT等に関する新たな学科の設置を検討するとともに、最先端の実習設備や機材の導入により、デジタル化や技術の高度化などに対応した教育環境の整備を図り、幅広い分野で活躍できる人材の育成に取り組む魅力ある学校としたいと考えています。(A)</p> <p>専門高校の施設や実習設備の整備については、学校の意向を十分に踏まえるとともに、老朽化の度合いや緊急性、財政負担の平準化などを総合的に勘案しながら整備・更新を進めています。(B)</p>	
	<p>県教育委員会では、生徒一人ひとりが主体的に進路を決定し、社会人・職業人として自立するための資質・能力を育成するため、「いわてキャリア教育指針【改訂版】」等に基づきキャリア教育を推進しています。</p> <p>各学校においては、インターンシップや現場見学、地域の企業・関係団体等からの講師派遣による技術指導等の体験的・実践的な学習活動を通して、多様な職業人との関わりを経験させるとともに、先進技術に触れる機会を設け、その技術・技能の習得に努めています。</p> <p>今後も家庭・地域・産業界等と連携しながら、体験的・実践的な学習機会の確保に努め、地域産業を担う人材育成を進めていきます。(B)</p>	
	<p>県では、貴協会と共催で実施する「経営革新講座」や「建設業経営講習会」において、「土木工事における3次元モデリングと計測技術の最新動向とポイント」など、今後、生産性の向上に向けて必要不可欠となる建設DXに係る技術力向上を目的とし、若手技術者も対象とした講習を実施しているほか、経営幹部等を対象に若手技術者の育成に関する講習を実施するなど、将来を担う若手の育成に向け、各種研修を開催しています。</p> <p>引き続き、若手技術者の育成のための取組として各種研修の開催を継続していきます。(A)</p>	
	<p>県が実施する公共工事では、建設現場における作業環境の改善を図るため、受注者が女性用更衣室や休憩所のエアコン設置等を行うための経費を工事費に計上しています。また、男女ともに働きやすい環境とするため、水洗、洋式、鏡付洗面台等を備えた快適トイレを全ての建設現場に導入することを原則とし、その経費も工事費に計上しています。</p> <p>また、令和2年4月1日以降に公告した総合評価落札方式による入札から、配置技術者に女性を配置した際や「いわて女性活躍認定企業等」の認証を受けた企業について、新たに加点評価を行っています。</p> <p>今後も「けんせつ小町部会」と連携し、令和4年6月に作成された提言書も踏まえ、女性や若者をはじめ、「誰もが働きやすい建設業界」となるよう取り組んでいきます。(A)</p>	

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
<p>(6) 前払金保証・契約保証の電子化導入と制度の積極的活用について</p>	<p>県営建設工事の電子保証については、令和6年度からの運用開始に向けて準備を進めているところです。運用開始に当たっては、関係機関等への周知期間を十分に確保し、適切に対応できるように努めます。(B)</p>	<p>A : 1、 B : 1、 C : 2</p>
	<p>建設関連業務の電子保証については、県営建設工事の運用状況等を踏まえて検討していきます。(C)</p>	
	<p>中間前金払に係る認定については、出来高の数値に疑義がある場合を除き、履行報告書より行うこととしており、全ての対象工事で適切な手続きが行われるよう、引き続き、関係職員に周知徹底していきます。(A)</p>	
	<p>前払金の取扱いについては国に準じており、中間前金払又は部分払の選択は契約時のみとしています。他県の対応状況等を注視していきます。(C)</p>	
<p>(7) 地域建設業の社会的役割と公共事業の重要性の戦略的広報について</p>	<p>県では、建設企業で働く担い手の育成及び安定的確保に向け、一般社団法人岩手県建設業協会盛岡支部及び一般社団法人岩手県測量設計業協会の協力のもと、建設業を紹介する動画を作成、公表しています。</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対実施状況・事例等」や「県土整備部における人口減少対策につながる取組事例集～子育て編～」等を通じて公共インフラ整備の効果等を発信しているほか、「県土整備行政の概要」や「美しい県土づくりニュース」等の広報誌等を活用し、建設業界が取組む災害対応、除雪や防疫作業などの危機管理対応の状況をホームページで公表しているところです。</p> <p>今後とも、建設業の社会的役割や社会資本の整備の重要性等について周知を図るため、様々な広報媒体や機会を通じて、業界団体と連携を図りながら広報に取り組んでいきます。</p>	<p>A</p>

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
<p>(3) 営繕工事における工事量の確保と施工における課題について</p>	<p>公共建築工事については、各施設所管部局が事業計画に基づき発注しており、県土整備部においては、岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づいて計画的に改修事業等を行うこととしています。(C)</p>	<p>A : 2、 B : 1、 C : 3</p>
	<p>共同企業体への発注については、「共同企業体運用準則」(H10.2中央建設業審議会建議改定)において、対象工事を大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合とし、工事の規模は、土木、建築では少なくとも5億円程度を下回らないこととされているため、対象工事を拡大することは難しいと考えています。(C)</p>	
	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の趣旨に鑑み、より透明性、客観性の高い契約関係を構築するため、工事監理業務については原則として競争入札による発注を行っています。なお、特殊な用途、技術・工法が用いられている等、設計意図を高度に建築物の施工に反映する必要があるものについては、設計業務を受注した者と工事監理業務を随意契約しています。今後も、状況に応じて適切な発注方法を選定していきます。(C)</p>	
	<p>営繕工事の積算に際しては国土交通省の「営繕積算方式」を参考に行っており、建築関係資材単価については、令和5年4月から毎月改定しています。引き続き、市場の動向を注視しながら、適切な予定価格の設定に努めていきます。(A)</p>	
	<p>工期については、設計時における概略工程表を参考とした工期に、連休や週休2日を前提とした休日の他、雨天等休工、及び、施工不能日を考慮した上で設定しています。今後も、施工期間が十分確保できるよう適切な工期の設定に努めていきます。(A)</p>	
	<p>見積期間の設定に当たっては、建設業法の定めるところにより必要な期間を確保しています。 本県では東日本大震災津波からの復旧復興を最優先に入札契約制度の特例等、柔軟な運用をしてきたところであり、見積期間については早期復旧等のため期間の短縮を行う場合もありましたが、この特例制度については令和2年度末をもって廃止しており、令和3年度からは概ね法定見積期間を超える期間を設けた上で、運用しているところです。業界団体の要望、御意見等も踏まえ、十分な見積期間が確保されるよう努めていきます。(B)</p>	

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
3 入札制度について		
(1) 予定価格の適正な設定について	予定価格の設定については、関係法令等に基づき、適切に対応しています。	A
(2) 低入札価格調査制度について	<p>低入札価格調査においては、国が公共事業の品質確保や賃金の適切な確保の観点から調査基準価格算定モデルを示していますが、県では基本的に国に準拠しており、国の基準を大きく逸脱して設定することは難しいと考えています。</p> <p>また、「失格基準価格」については、平成29年9月29日付け総務省及び国土交通省からの通知（「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」）では、「調査基準価格」と適切な幅を設けることとされており、制度の趣旨に即した一定の価格の幅を確保することが必要と考えます。</p> <p>令和3年4月から、総合評価落札方式の適用工事の拡大などのダンピング防止対策の強化を図ったほか、令和4年4月には、国に合わせて調査基準価格の引き上げを行ったところです。</p> <p>これまでの取組により、平均落札率は平成24年度以降90%台で推移しています。</p> <p>国への要請については、他県等の状況を注視しつつ、適切に対応していきます。</p>	C
(3) 予定価格の公表について	<p>入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、さらには予定価格に係る不正防止の観点から有効なものとして導入し、国の指針に基づき十分検討を行いながら運用しています。</p> <p>制度導入以降、予定価格の事前公表による弊害は確認されていないところではありますが、引き続き、入札動向や他県の状況等を見ながら適切に対応していきます。</p>	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
専門工事・設計・資材などの分野		
1 働き方改革について		
(1) 公共事業予算の確保について	<p>県では、令和6年度政府予算提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の安定的・持続的な確保と併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る必要な予算・財源を当初予算において別枠で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後においても、継続的・安定的に切れ目なく対策を講ずる必要があることから、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保するよう要望しています。</p> <p>県としては、今後も公共事業予算の確保等について、国に働きかけていきます。(B:4)</p> <p>工事発注の平準化については、改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の平準化に取り組んでいます。(A)</p> <p>条件付一般競争入札においては、十分な競争性が確保されることを前提に、工事場所の属する旧振興局の区域を基本に地域要件を設定して地元業者の受注機会の確保に配慮しているほか、会社の過去の施工実績等の条件を付して発注しています。</p> <p>各工種の業者数の偏り等を勘案した地域要件の弾力的な運用については、発注業種により地域要件に不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。(C)</p>	A:1、 B:4、 C:1
(2) 週休2日制や労働時間短縮を考慮した適正(柔軟)な工期設定について	<p>見積期間の設定に当たっては、建設業法の定めるところにより必要な期間を確保しています。</p> <p>本県では東日本大震災津波からの復旧復興を最優先に入札契約制度の特例等、柔軟な運用をしてきたところであり、見積期間については早期復旧等のため期間の短縮を行う場合もありましたが、この特例制度については令和2年度末をもって廃止しており、令和3年度からは概ね法定見積期間を超える期間を設けた上で、運用しているところです。業界団体の要望、御意見等も踏まえ、十分な見積期間が確保されるよう努めていきます。(B)</p> <p>土木工事の工期については、土日や連休等のほか、降雨による休工日を見込んで設定しています。公共建築工事の工期については、設計時における概略工程表や過去の同様な事例等を参考に、連休、週休2日を含んだものとしています。(A)</p> <p>工事の発注に当たっては、週休2日を想定した工期を設定し、国土交通省の積算基準に準じて適切に追加経費を計上しています。(A)</p> <p>なお、週休2日工事の取組状況や業界団体と連携して取り組んでいる週休二日制普及促進キャンペーンについて、県ホームページで広く周知し、業界全体への取組拡大に努めています。(A)</p>	A:2、 B:1

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
(3) 若年者の確保、育成について	<p>総合評価落札方式において、雇用対策の実績として学卒者等を正規社員として新規雇用した場合に加点しているところであり、引き続き国や他県等の取組を参考としながら、新規雇用の促進に向けた取組を進めていきます。(B)</p> <p>県教育委員会では、生徒が自己理解を一層深め、現実的な職業の世界を体験することで就職や進学等の具体的な進路決定に結びつけるために、高等学校段階におけるインターンシップの実施を推進しております。各学校では総合的な探究の時間等を通して、地域や地域産業の持つ魅力や課題等に触れながら地元企業等の理解を図っています。</p> <p>インターンシップを行う事業所については、生徒の学習内容(専門性)や進路希望等を踏まえて決定しており、生徒の主体的な職業選択につながるよう取り組んでいます。</p> <p>今後も、生徒が企業見学やインターンシップ等の体験的な学習を通して、社会や企業への理解を深め、社会人・職業人として自立できるようにキャリア教育の推進に取り組んでいきます。(B)</p> <p>より多くの若者が県内で就業するためには、小学生段階から保護者を含めて、県内の企業や産業状況を理解していただき、子どもたち自らが、将来のライフデザインを考えるためのキャリア教育を充実させていくことが重要です。</p> <p>このため、小学生向けの企業見学会や中学生向けの職場体験活動、高校生向けにはワークショップや企業説明会、就職促進情報誌の配布、大学生向けには職場体験プログラムなどを実施し、小学校から大学まで、県内企業の魅力等を伝える取組を行っているところです。</p> <p>特に、高校生への取組として、各広域振興局等に就業支援員を配置し、就職を希望する高校生に対し、県内就職の促進を中心とした個別支援を行っています。その支援の過程で、生徒や高校に対し、地域内事業所の求人動向や企業が求める人材像等の情報を提供し、県内企業における新卒者の継続的な雇用を支援しています。</p> <p>また、国において、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として認定し、認定企業限定の就職面接会の開催等の優遇措置を講じているところであり、県では、県ホームページに掲載している「いわて労働NEWS」において、国や県の取組、各種助成制度の周知を行っています。(B)</p>	B : 3
(4) 労務の平準化が図られる発注の実現について	<p>改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の平準化に取り組んでいます。</p>	A

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
(5) 雇用支援策の 拡充について	<p>各公立高等学校では、生徒の希望、興味関心、職業的な能力適正等を踏まえながら、生徒自ら将来の進路について選択・計画がなされるように指導・援助を行っています。</p> <p>また、県教育委員会では、児童生徒、保護者、教員の地元企業への理解を促進するために、インターンシップや企業見学会等の実施に加え、「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」において地域産業講座の実施や技術者による実技指導を受けるなど、各学校が地域や産業界、関係部局と連携を図りながら取り組んでいる地元就職に向けた機運の醸成を支援しています。</p> <p>今後も地域産業を支え、ふるさと振興に寄与する担い手の育成を進めていきます。(B)</p>	B : 3
	<p>建設業全体における人材の育成・確保に関する取組としては、(一社)岩手県建設業協会に設置する経営支援センターに対する補助事業により、経営革新アドバイザー派遣や経営革新講座等を実施しているほか、雇用する建設労働者の技能実習に要する費用や賃金の一部を助成する助成制度等の紹介なども行っています。</p> <p>今後も引き続き専門技術者の育成に向けた取組を進めていきます。(B)</p>	
	<p>県では、働いている方の資格取得や知識・技術の習得を支援するため「能力開発セミナー」を実施しています。</p> <p>また、国家検定である「技能検定」の受検料については、25歳未満の雇用保険被保険者を対象に減免措置を講じているほか、能力開発セミナーは、社員教育をはじめ、建築・設備分野のセミナー等をテキスト代等の実費を除いて無料で受講できます。</p> <p>今後とも、これらの制度の周知や受講促進を図ることにより、若年者の資格取得や技能育成を支援していきます。(B)</p>	
(6) 優良県営建設 工事の表彰種別の見 直しについて	<p>優良県営建設工事表彰は、県内建設業者の施工技術の向上による公共工事の品質確保及び健全な元請下請関係の構築に資することを目的とし、昭和57年度から実施しています。</p> <p>努力している建設業者を適正に評価し、表彰することは、企業の士気向上やイメージアップにつながるのと同時に、担い手の確保等を図る上で効果的であると認識しており、本年度から、より幅広い業種に受賞機会が与えられるよう、表彰区分の見直しを行い、「土木工事」、「土木系工事」、「建築工事」、「電気・通信設備工事」、「管設備ほか工事」の5区分としています。</p> <p>今後も、関係団体等の意見を伺うとともに、国や他県の事例を参考としながら、より良い表彰制度となるよう努めていきます。</p>	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
2 生産性の向上について		
(1) 建設資材等の 地元調達について	<p>県営建設工事の受注者に対して、岩手県営建設工事請負契約書付記により、使用する建設資材について、県内企業からの調達や岩手県産資材の調達を要請するとともに、受注者が、県内で生産・加工又は製造された建設資材を自発的に使用した場合には、工事施工成績評定において評価しており、引き続き、県産資材の優先利用の促進に努めていきます。(A)</p> <p>プレキャストコンクリート製品については、極力溶融スラグ入り製品を優先して使用することを特記仕様書に規定するとともに、県産品及び再生資源利用認定製品等を使用した場合には、工事施工成績評定において評価しているところです。</p> <p>工事施工成績評定点の大幅な加点については、国や他県の動向を注視していきます。(B)</p>	A : 1、 B : 1
(2) 適正な設計・ 積算について	<p>土木関係設計単価については、令和5年度から、物価資料に掲載されている単価を基に設定した資材は変動があった都度、その他資材については年2回調査を行い、改定しています。</p> <p>また、資材価格の急激な変動には、工事請負契約書のスライド条項の適用や工事請負契約締結後における単価適用年月の変更を運用し対応しています。</p>	A
(3) 適正な工期設 定について	<p>工事発注に当たっては、改正品確法の趣旨を踏まえ、適切な工期を設定しており、引き続き、債務負担行為や繰越制度も活用しながら、十分な期間を確保するよう努めていきます。</p>	A
(4) ICT等新技 術を活用した生産性 向上について	<p>県では、国が提唱するi-Constructionの取組に呼応し、県内建設現場においてICT活用工事の導入等の取組を進めているところです。</p> <p>今後、県内において、i-Constructionの一層の普及と拡大を図るためには、調査・測量・設計段階から3次元による測量及び設計データを作成する業務を実施していく必要があると認識しており、令和4年12月から運用を開始したBIM/CIM活用業務を推進していきます。</p>	A
(5) 橋梁補修・耐 震補強設計業務の積 算基準について	<p>橋梁補修・耐震補強設計歩掛の整備については、働き方改革等の観点から、受発注者双方において負担軽減が図られる有効な手段の一つであると認識しています。</p> <p>一方で、補修・補強の対象となる橋梁の構造形式や現場状況、劣化具合等が多岐にわたるため、統一的な歩掛を設定することは困難な状況であることから、今後も国や他県の動向を注視していきます。(C)</p> <p>橋梁点検の発注歩掛については、令和5年度において、改定に向けた調査を実施しているところです。(B)</p>	B : 1、 C : 1
(6) 実勢に沿った 資材等の積算につ いて	<p>土木関係設計単価については、令和5年度から、物価資料に掲載されている単価を基に設定した資材は変動があった都度、その他資材については年2回調査を行い、改定しており、その他資材の単価については県ホームページで公表しています。</p> <p>また、資材価格の急激な変動には、工事請負契約書のスライド条項の適用や工事請負契約締結後における単価適用年月の変更を運用し対応しています。</p>	A

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
(7) 施工不能となる損失日数を工期設定・延伸措置に反映することについて	営繕工事の工期については、設計時における概略工程表や過去の同様事例等を参考に、連休、週休2日を含んだものとしていますが、受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができない場合には、工期延長等について受発注者で協議し、柔軟に対応しています。	A
(8) 技能検定試験の安定実施に向けた指導支援の継続について	技能検定の実施職種については、厚生労働省が毎年度公示する実施職種を基に、県内の関係団体や学校からの要望等を踏まえ決定しています。 受検者数が少ない職種については、隔年実施等の手法を取り入れながら、希望される方ができるだけ県内で受検できるように取り組んでいるところです。 今年度は昨年度未実施であった検定職種や作業を実施し実施機会を拡大したところです。 引き続き、資格取得を目指す方の挑戦機会を確保するため、関係機関と連携し、幅広い職種での試験の実施に取り組んでいきます。	B
(9) アスファルト廃材の有効利用について	県土整備部が発注する工事においては、建設副産物が発生する場合は適正に処理すること、また、再生材の利用促進を図ることとしており、引き続き取組を推進していきます。	B
(10) 建設DX推進事業補助金の継続と工事書類の簡素化について	本県では、中小規模工事におけるICT施工の普及とICT施工に取り組む企業の偏りが課題となっていることから、ICTの普及や人材育成を目的として、関係団体と連携しながら建設DXセミナー等の開催に取り組んでいるほか、県独自のICT建機導入補助を実施しており、令和5年度は、バックオフィス業務のDX推進のためのシステム導入費用補助制度等を新たに導入したところです。 引き続き、建設DX推進事業の継続等により、生産性の向上に向けた取組を進めていきます。(A) 書類の簡素化については、効率化・省力化のため、不要な書類作成の削減、二重提出防止を目的として、「土木工事書類作成の手引き」を令和3年3月に策定しています(A)	A : 2
(11) 適正な警備料金の設定について	公共工事設計労務単価については、国と合同で毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に設定された最新の単価を採用しており、令和5年3月に改定したところです。今後とも労務単価が改定された際には、速やかに適用していくなど、国と連携を図りながら、適切な設計・積算に努めていきます。	A

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
3 入札制度について		
(1) 総合評価における発注について	<p>総合評価落札方式における工事成績評定点等の対象期間については、入札動向等を注視しながら、より良い制度となるよう適切に対応していきます。(C)</p> <p>また、下請実績の評価については、下請としての施工実績の定量的評価に課題があるため、現状では、優良県営建設工事表彰(優良下請負企業表彰)の実績のみを加点対象としているところです。(C)</p> <p>技能労働者の資格取得の取組の評価については、新たに登録基幹技能者に登録された職員がいる場合には評価の対象としています。</p> <p>塗装技能士を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p> <p>配置予定技術者の評価については、技術者本人の施工経験や実績等を評価するものであり、工事の種類を限定せず適用しているところです。</p> <p>今後も、入札状況等について検証を行いながら、より良い制度運用に努めていきます。(C)</p> <p>県では、入札におけるダンピング対策として令和3年4月1日以降入札公告する工事において、予定価格3千万円以上の工事は原則総合評価落札方式を適用しています。</p> <p>全面的な実施については、国や他県の事例を参考としながら検討していきます。(B)</p>	B : 1、 C : 4
(2) 合併特別措置の見直しについて	<p>合併特例措置については、企業合併等の一般的な効果が得られること、また、下位等級及び合併前の営業所があった地域への参加を認めることにより、競争性が高まることを期待して、県営建設工事競争入札参加資格審査基準における総合点数の加算と入札参加機会の確保について、平成21年度に取扱要領を定めたものです。</p> <p>しかしながら、令和2年度に開催した建設業地域懇談会等において、業界団体から合併特例措置を見直すよう強い要望があり、これを受けて、県では、合併特例措置の影響を調査、分析し、国、他県等の合併特例措置と比較するなど、合併特例措置の課題を整理検討し、入札参加機会の確保のうち、等級別区分に関する特例措置について、令和3年6月に廃止しています。</p> <p>見直し等を含めた当該制度の在り方については、建設業団体の意見も伺いながら引き続き検討を進めていきます。</p>	C
(3) 条件付一般競争入札における地域要件の見直しについて	<p>総合評価落札方式における地域精通度については、品質の確保・向上に資するものとして設定していますが、入札動向等を注視しながら、より良い制度となるよう適切に対応していきます。</p>	C
(4) 鋼橋上部工と鋼橋補修工事の取り扱いについて	<p>鋼橋上部工の補修工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。(C)</p> <p>自社工場の保有を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p>	C : 2

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
(5) 機械設備に係る保守等について	<p>県営建設工事の発注に当たっては、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は県内企業への優先発注を原則としております。</p> <p>条件付一般競争入札においては、十分な競争性が確保されることを前提に、工事場所の属する旧振興局の区域を基本に地域要件を設定して地元業者の受注機会の確保に配慮しているほか、会社の過去の施工実績等の条件を付して発注しています。</p> <p>各工種の業者数の偏り等を勘案した地域要件の弾力的な運用については、発注業種により地域要件の設定に不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。</p>	B : 2、 C : 2
	<p>県が管理する水門・陸閘等に関する機械設備及び電気設備の保守点検については、各施設管理者において保守点検業務を発注しており、自動閉鎖施設を管理する公所単位で一括発注しているところです。</p> <p>現在は単年度発注による業務委託となっていますが、保守点検業務については、年間を通しての緊急時対応の必要性についても認識しているところです。</p> <p>地域ごとの一括発注、複数年発注については、施設を管理する上でのメリット・デメリットを勘案しながら引き続き検討していきます。(B:2)</p>	
	<p>条件付一般競争入札における技術者の要件については、工事品質確保等の観点から、会社及び技術者の過去の施工経験等の必要な要件を付して発注しており、各工種の技術者に求める資格要件は、建設業法に従い対応しています。</p> <p>技術者に求める施工経験は入札動向を注視するとともに、業界団体及び発注部局等の意見を伺いながら対応していきます。(C)</p>	
(6) 県内建設関連企業への積極的発注拡大について	<p>地域要件について、令和4年10月に岩手県建設関連業団体連合会に実施したアンケート結果を踏まえ、振興局等の区域を10から4に改め、令和6年4月1日以降に入札公告を行う業務から適用することとしています。(A)</p>	A : 1、 C : 6
	<p>簡易総合評価落札方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格その他の条件が優れた者を契約の相手方とする入札方式であり、平成30年度の貴団体からの要望を踏まえ、令和元年度から現制度の500万円以上に対象業務を拡大したところですが、業務内容に応じた発注方式の選定も視野に、より柔軟な制度の運用が図られるよう適切に対応していきます。(C)</p> <p>チャレンジ型入札制度の創設については、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p> <p>企業の地域内拠点については、委託業務箇所と本店の所在地が同一広域振興局管内であれば、周辺環境の熟知等による円滑な業務の執行が期待されることから、地域内拠点の有無を評価対象としております。(C)</p> <p>配置予定管理技術者の専任性や評価点の細分化については、他県の運用状況等も踏まえながら、適切な評価が行われるよう努めていきます。(C)</p> <p>評価点の配点の見直しについては、価格評価点に上限を設けることにより、ダンピング防止対策として落札率の向上が期待できるとともに、より一層、技術力の評価に重点を置くため、令和5年4月から運用を開始したところです。今後も、より良い制度の運用に努めていきます。(C)</p> <p>一括審査方式については、受発注者双方の負担の軽減を図る上で有効であると考えられますが、導入については、今後も国や他県の動向を注視していきます。(C)</p>	

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
(7) 最低制限価格の引上げについて	最低制限価格については、国の低入札価格調査基準等を参考にその算定基準を定めており、他県と比較し大きな乖離はありませんが、引き続き国等の動向を注視しながら、適切に対応していきます。	C
(8) 工事における分離発注について	塗装工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。(A) また、市町村の入札制度については、県ブロック発注者協議会において低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入に取り組んでおり、引き続き、ダンピング防止対策に努めていきます。(A)	A : 2
(9) 塗装工事における入札参加資格要件の自社施工条件について	条件付一般競争入札においては、十分な競争性が確保されることを前提に、会社及び技術者の過去の施工実績等の必要な要件を付して発注しています。 建設業法上、一括下請負以外の下請契約は認められていることから、自社施工要件として、全体施工面積に対する自社施工割合や数量等の条件を付すことは難しいと考えます。	C
(10) 防水工事発注案件において適用されている「技能士雇用会社自社施工要件」制度の継続運用について	防水工事においては、適切な施工体制の確保及び品質確保の観点から、自社雇用の技能者等で必要な施工体制を確保できることを要件とし、制度を運用しているところです。	A
(11) 予定価格の事前公表の廃止について	入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、さらには予定価格に係る不正防止の観点から有効なものとして導入し、国の指針に基づき十分検討を行いながら運用しております。 制度導入以降、予定価格の事前公表による弊害は確認されていないところでありますが、引き続き、入札動向や他県の状況等を見ながら適切に対応していきます。	C

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例) ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類